

野田市福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年６月３０日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第160号

野田市福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部を改正する告示

野田市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成17年野田市告示第171号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「会長が」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。